



中学1年生、高校3年生、 来年度小学校へ入学するお子さんへ!!

麻しん・風しん（MR）の予防接種を受けましょう

● **麻しんってどんな病気?** 麻しんウイルスに感染した後、約10日から12日間の無症状の潜伏期を経て、熱・せき・鼻水などの症状が出始めます。数日すると赤い発疹が出始め、熱も高熱となり、発疹は全身に広がります。うつりやすい病気で、免疫がないおとなもかかります。症状も重くなりがちですので、早めに予防接種を受けましょう。



● **接種期間** 平成23年3月31日まで

対象者	対象児
来年度小学校へ入学する子ども	平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ
現在中学1年生	平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれ
現在高校3年生	平成4年4月2日から平成5年4月1日生まれ

● **接種できる医療機関** ほとんどの医療機関（内科・小児科等）で接種できます。

予防接種



■ BCG 予防接種

- ▷ 4か月健診のときに一緒にを行います
- ▷ 接種期間 生後6か月未満
- ▷ ところ 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
12月9日(木)	午後1時30分から2時まで

乳幼児健診・相談

12月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期 日	対象児
4か月健診	12月9日(木)	平成22年7月15日から平成22年8月16日生まれ
7か月健診	12月16日(木)	平成22年4月30日から平成22年5月20日生まれ
12か月健診		平成21年12月1日から平成21年12月31日生まれ
1歳半健診	12月2日(木)	平成21年5月5日から平成21年6月2日生まれ
3歳児健診		平成19年11月5日から平成19年12月2日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	12月22日(水)	平成22年10月26日から平成22年11月22日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 12月1日、8日、15日、22日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）・印かん

参加者募集

** 鞍手産の農産物を使ったクッキング **

みんなで楽しく料理をしましょう。鞍手産の材料で作る簡単メニューです。

- **とき** 12月28日(火) 午前9時30分から午後12時30分
- **ところ** 総合福祉センター栄養指導室
- **対象者** 町内在住の小・中学生とその保護者（子どもだけの参加も可）
- **募集人員** 30人
- **参加費** 無料
- **必要なもの** エプロン、三角きん
- **申し込み期限** 12月21日(火) までに電話でお申し込みください。



Support

国保の

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

国民健康保険
制度の
解説です



年収百三十万円未満の国民健康保険の加入者は

社会保険の被扶養者にな

れる場合があります

被扶養者として社会保険に加入できるのは、左の図の三親等内の親族であることが第一の条件となります。

被扶養者になるためには、主に被保険者(左の図の本人)の収入で生活していることが必要です。その基準としては、被扶養者となる人の年間収入が百三十万円(60歳以上や障害者は百八十万円)未満で、被保険者の収入の

二分の一未満でなければなりません。

●被保険者と同居でも別居でもよい人

①配偶者②子、孫③弟、妹④父母など直系の尊属

●被保険者と同居が条件の人

①前記以外の三親等内の親族②被保険者の内縁の配偶者の父母や子③内縁の配偶者が死亡した後の父母や子

●家族の社会保険に被扶養者として加入しても、その保険料が上がることはありません。該当すると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者にご相談ください。

また、社会保険の被扶養者になったときは、

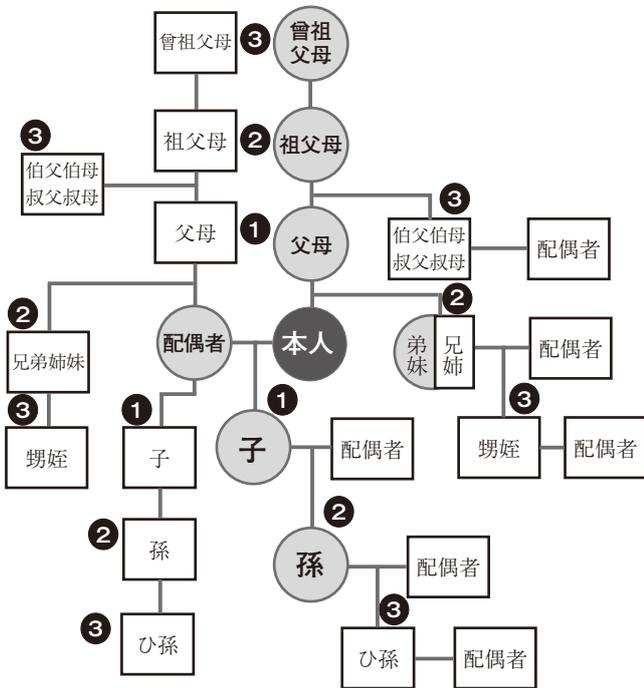
14日以内に役場保険健康課保険年金班で手続をしてください。

●必要なもの
印かん、社会

保険の保険証、国民健康保険証

被扶養者の範囲 (三親等の親族図)

白抜き数字は、親等数です。○の人は、主に被扶養者(下図の本人)の収入で生活していることが必要です。□の人は主に被扶養者の収入で生活し、かつ被扶養者と同居していることが必要です。



確定申告の前に高額療養費の申請を忘れずに

国民健康保険に加入されている人で、平成22年の医療費の内、高額療養費に該当される人は、確定申告の前に必ず申請をしましょう。

●ポイント 同じ月内(1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。限度額は、年齢や世帯の状況で異なります

